

外国人材受入
に関する情報は
こちら



農業分野における外国人材の受け入れ

令和8年7月

経営局 就農・女性課



農林水産省

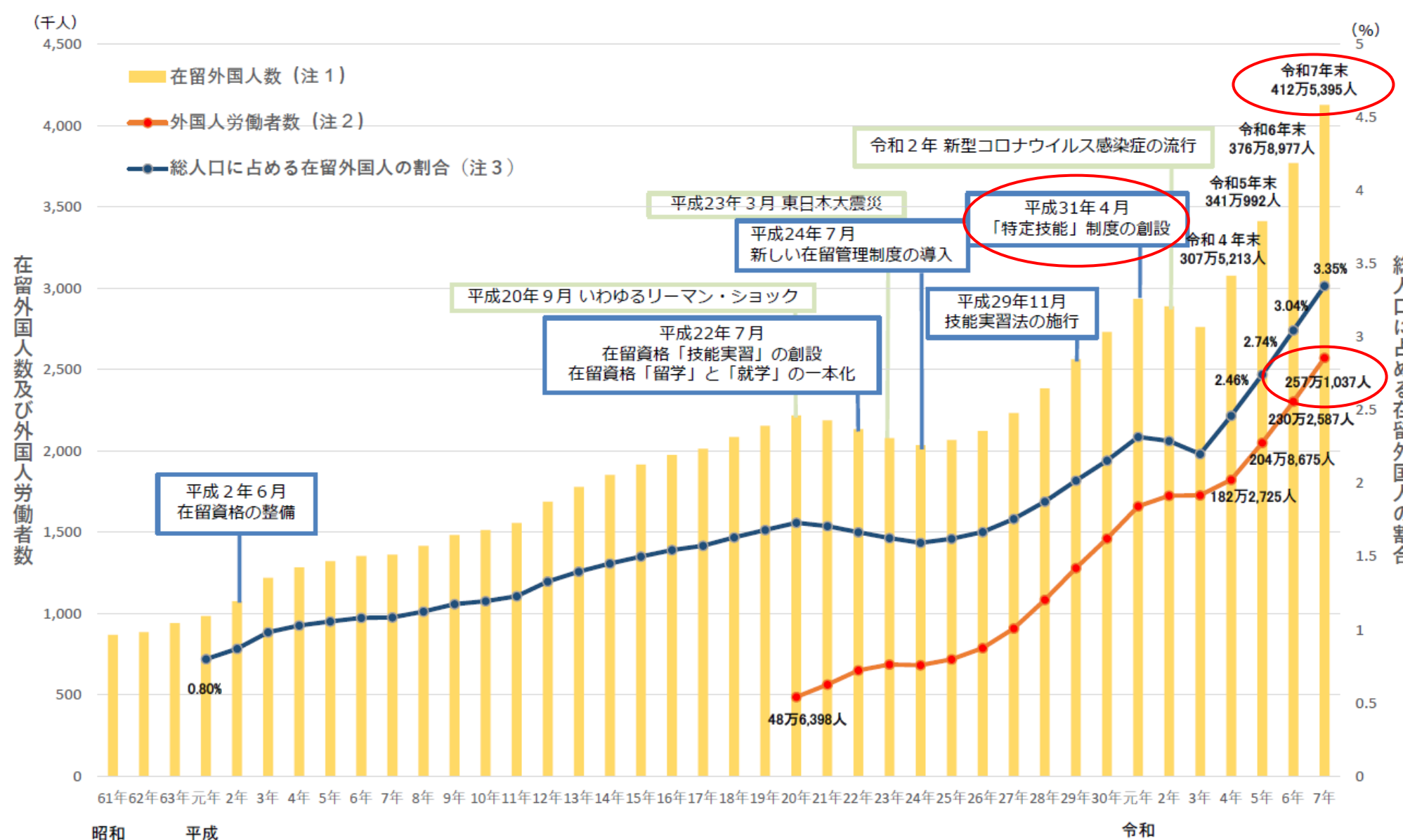


目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ その他の情報提供

在留外国人数及び外国人労働者数の推移（R7末）

<出入国在留管理庁資料>



（注1）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。

（注2）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月1日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示して）

（注3）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生
育成就労	育成就労産業分野（注２）の各業務従事者

（注１）介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（令和８年１月２３日閣議決定）※リネンサプライ、物流倉庫、資源循環の受入れは、産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後、準備が整い次第、開始される予定です。省令等の公布・施行時期は現在調整中ですが、公布・施行された際には、入管庁ＨＰでお知らせいたします。

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注３）

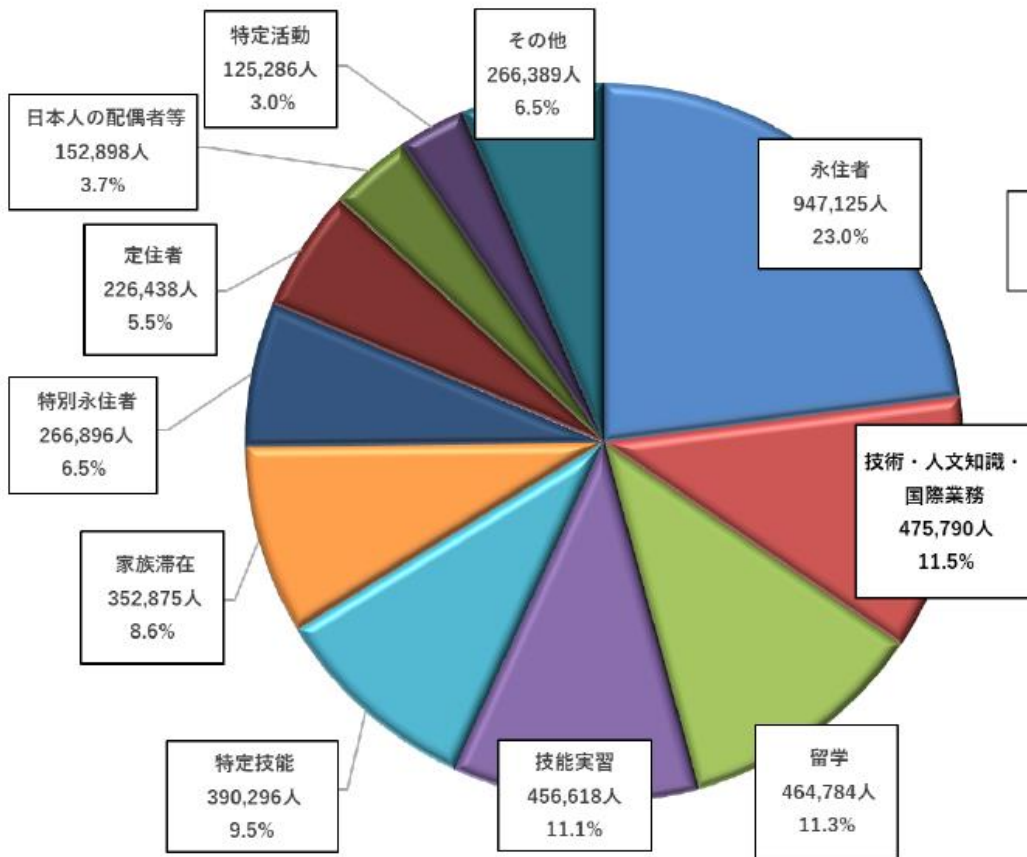
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）（注１）の特定産業分野から、自動車運送業及び航空を除いたもの。
令和９年４月１日運用開始

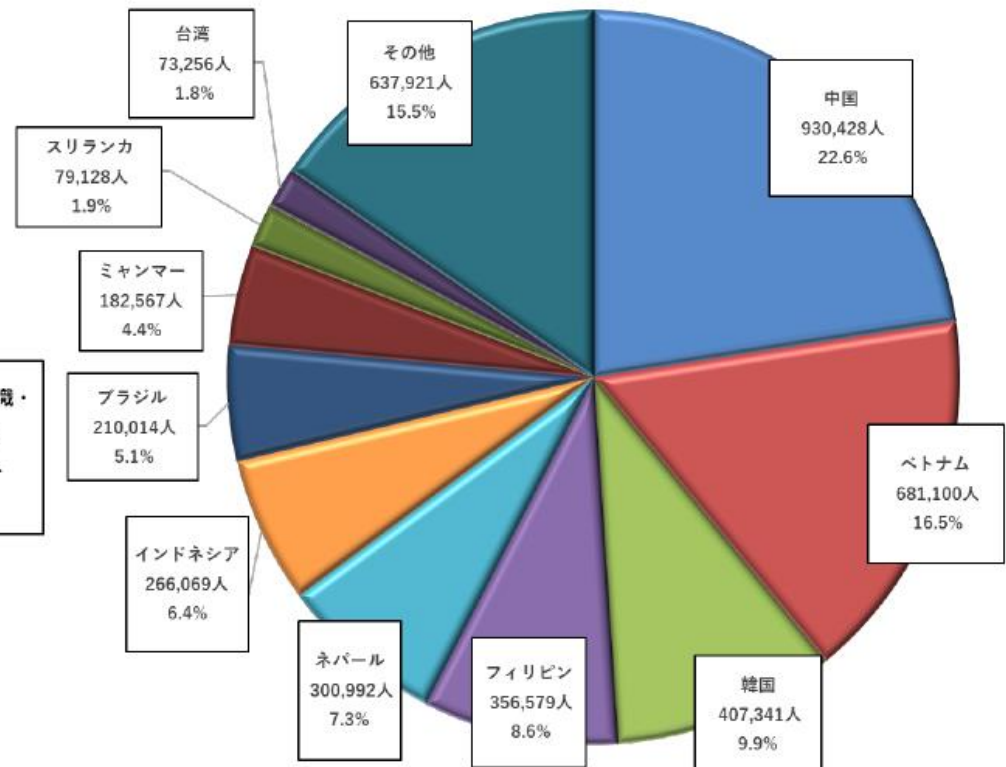
（注３）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数（総数） 412万5,395人

在留資格別



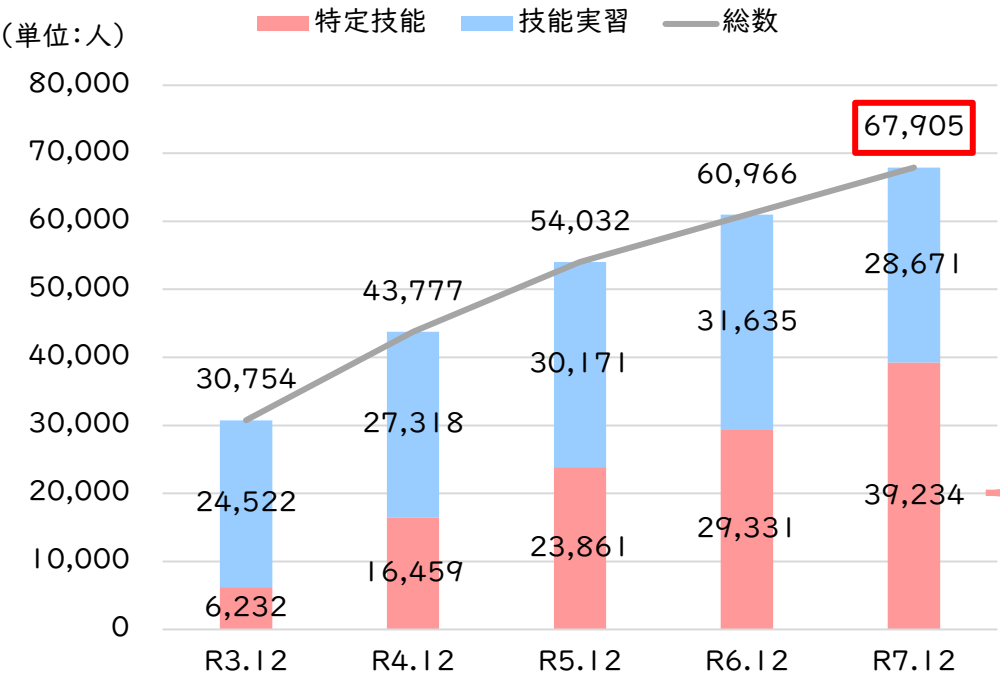
国籍・地域別



農業分野の外国人材の受入れの状況（推移、国籍別）

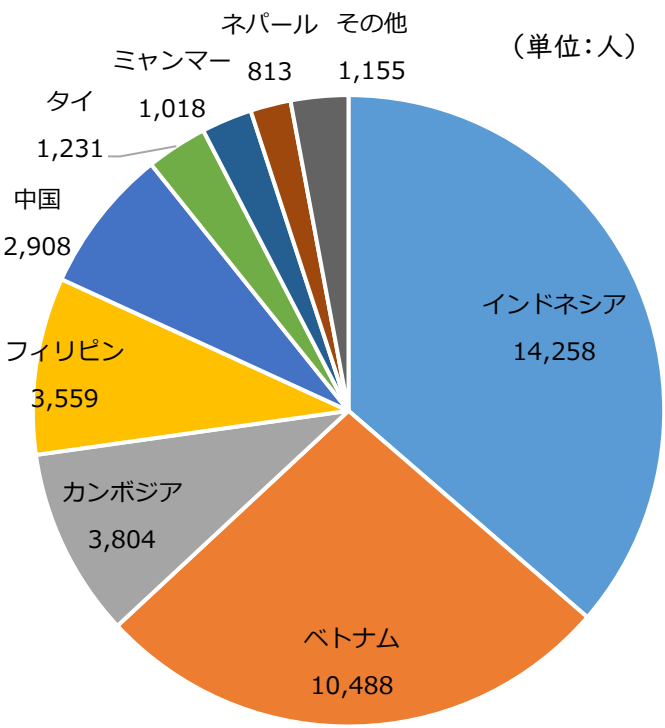
- 農業分野で働く技能実習生と特定技能外国人の総数は令和7年12月末時点で約6万8千人。
- 特定技能外国人数は令和7年12月末時点で約3万9千人となり、割合も年々増加。
- 国籍別ではインドネシア、ベトナム、カンボジア、フィリピンの順で多くなっている。
- 令和5年6月に特定技能2号の対象に農業を追加。農業分野の特定技能2号外国人数は令和7年12月末時点で1,282人。

農業分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



資料:出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」
(令和7年12月末現在) 及び
出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」(令和7年12月末現在)
を基に農林水産省で作成

特定技能外国人の国籍別内訳



資料:出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」
(令和7年12月末現在)を基に農林水産省で作成

農業分野の特定技能Ⅰ号外国人の在留者数（都道府県別）

1	北海道	3,880	17	石川	75	33	岡山	390
2	青森	693	18	福井	116	34	広島	396
3	岩手	274	19	山梨	212	35	山口	85
4	宮城	230	20	長野	2,094	36	徳島	521
5	秋田	109	21	岐阜	438	37	香川	704
6	山形	100	22	静岡	877	38	愛媛	378
7	福島	313	23	愛知	1,475	39	高知	803
8	茨城	5,604	24	三重	360	40	福岡	1,318
9	栃木	1,375	25	滋賀	93	41	佐賀	214
10	群馬	1,846	26	京都	299	42	長崎	757
11	埼玉	628	27	大阪	131	43	熊本	2,854
12	千葉	2,236	28	兵庫	450	44	大分	673
13	東京	98	29	奈良	104	45	宮崎	931
14	神奈川	251	30	和歌山	186	46	鹿児島	1,959
15	新潟	328	31	鳥取	56	47	沖縄	827
16	富山	39	32	島根	86	総 数		37,952

※ 未定・不詳（手続中など） 86を含む

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ その他の情報提供

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較（技能実習制度、育成就労制度）

		技能実習制度 （技能実習法）	育成就労制度 （育成就労法）
在留資格		「技能実習」 ➤ 技能移転による国際貢献、実習目的	「育成就労」 ➤ 就労目的（特定技能制度への接続）
制度創設		平成5年	令和9年度
在留期間		最長5年間 ※第1号(1年)、第2号(2年)、第3号(2年) ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、1か月以上帰国させる必要	原則3年間 ※特定技能1号への移行に必要な技能・日本語能力に係る試験に不合格となった場合、最長1年間在留継続を認める方針
従事可能な業務の範囲		・耕種農業：「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工等の作業への従事も可能	・耕種農業：「施設園芸」「稲作・畑作」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「家さん」「養牛」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工等の作業への従事も可能
技能水準		実務経験6か月以上：農業技能実習評価試験（初級） 実務経験12か月以上：農業技能実習評価試験（中級） 実務経験24か月以上：農業技能実習評価試験（専門級） 実務経験48か月以上：農業技能実習評価試験（上級） ※必須とされていない	1年経過時まで：農業育成就労評価試験（初級） 育成就労終了まで：農業育成就労評価試験（専門級）
日本語能力の水準		—	就労開始まで：A1相当以上又は認定日本語教育機関での受講 1年経過時まで：A1相当以上 育成就労終了まで：A2.2相当以上 ※
外国人材の受入れ主体（雇用主）		実習実施者（農業者等） ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	・直接雇用（農業者等） ・労働者派遣（派遣事業者の要件を満たし、法務大臣が農林水産大臣と協議し適当と認める者）
在留者数		28,671人（令和7年12月末現在）	—
受入れ上限		—	26,300人（令和11年3月末まで）
その他	転籍	原則認められず	同じ分野であれば可能（農業分野は1年の制限期間を設定）
	労基法の適用	適用	適用

※ A2.2はゆっくりと話されれば、日々の業務で行う決まった手続きや手順（日課、ルーティン）の語句や表現を理解することができるレベル

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較（特定技能1号、2号）

		特定技能1号 (出入国管理及び難民認定法)	特定技能2号 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格		「特定技能1号」 ➤ 就労目的	「特定技能2号」 ➤ 就労目的
制度創設		平成31年度	令和5年度（農業分野）
在留期間		通算5年（3年を超えない範囲で在留期間を更新） ※在留期間中の帰国可	上限なし（3年、2年、1年又は6月で在留期間を更新） ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲		耕種農業全般（栽培管理、集出荷・選別等） 畜産農業全般（飼養管理、集出荷・選別等） ※日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能	1号で従事可能な業務及び当該管理業務 ※特定技能2号受験資格： ①耕種農業（畜産農業）の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験 ②耕種農業（畜産農業）の現場における3年以上の実務経験
技能水準		相当程度の知識又は経験を必要とする技能 ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習（3年）を良好に修了した者は試験を免除。	熟練した技能
日本語能力の水準		A2.2相当以上 ※技能実習（3年）を修了した者は試験を免除	B1相当以上 ※令和9年4月1日から適用
外国人材の受入れ主体（雇用主）		・直接雇用（農業者等） ・労働者派遣（派遣事業者の要件を満たし、法務大臣が農林水産大臣と協議し適当と認める者）	同左
在留者数		37,952人（令和7年12月末現在）	1,282人（令和7年12月末現在）
受入れ上限		73,300人（令和11年3月末まで）	－
その他	家族帯同	－	可能
	監理者	「登録支援機関」を活用可能	－
	労基法の適用	適用除外	適用除外

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：382,341人（令和7年12月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：7,955人（令和7年12月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**リネンサプライ**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、**物流倉庫**、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業、**資源循環**（19分野）
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。青字は令和8年1月23日閣議決定により新たに追加された分野で特定技能1号のみで受入れ可。産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後に運用開始を予定。）

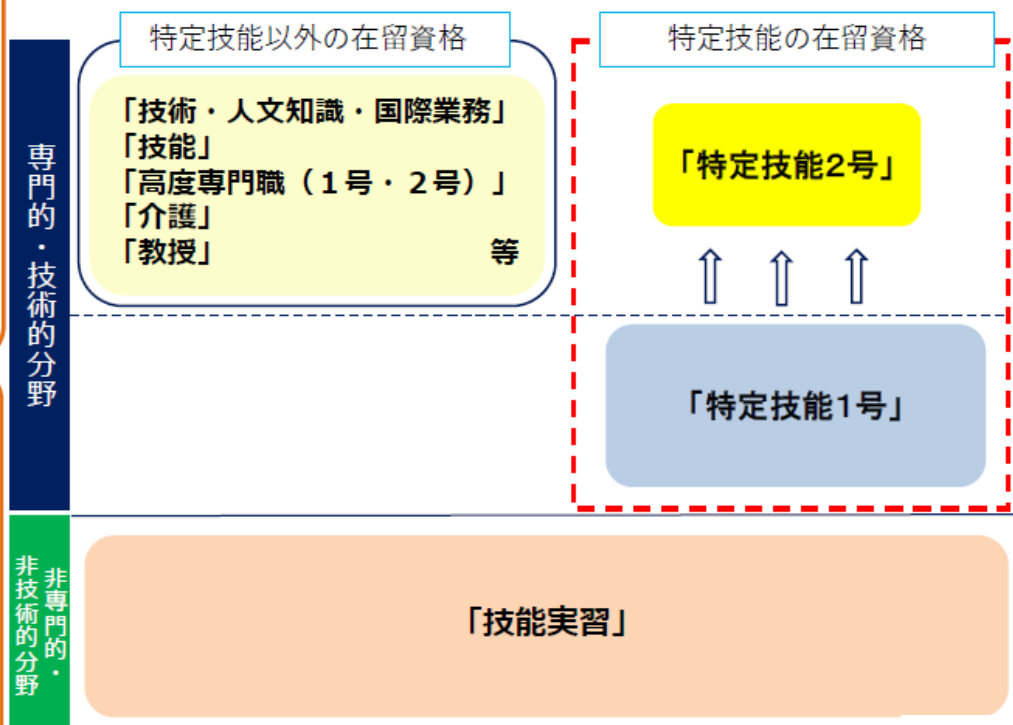
特定技能1号のポイント

在留期間	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新 ※通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（A2.2相当以上）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
受入れ見込数(上限)	分野ごとに設定あり（全分野で80万5700人（令和11年3月末まで））

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、2年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験（B1相当以上）で確認 ※令和9年4月1日から、当該日本語能力水準に係る省令が施行予定
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外
受入れ見込数(上限)	設定なし

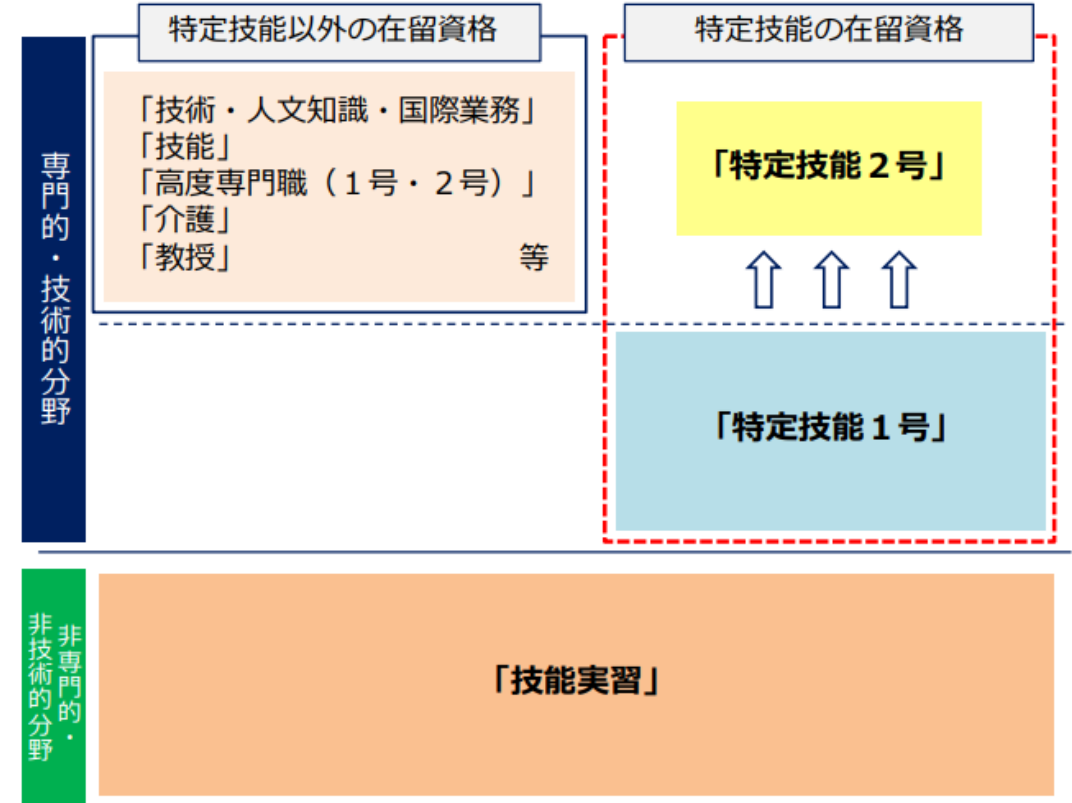
【就労が認められる在留資格の技能水準】



農業分野における特定技能2号の状況

- 令和5年6月に特定技能2号の対象に農業を追加し、これに係る技能試験を令和5年12月から開始。
- 令和7年12月までの合格者数は3,143人。

【就労が認められる在留資格の技能水準】



（特定技能1号及び2号試験） 単位：人

農業分野の試験結果（累計）	受験者数	合格者数
特定技能1号	116,973	104,277（89.1%）
特定技能2号	7,842	3,143（40.1%）

※R7.12末時点

（2号試験合格に向けた支援）

- ① 2号試験の学習用テキストの公表
 - ② 令和7年度予算において、2号試験に対応したe-ラーニングシステム・オンライン講義を充実
- ※ 特定技能2号試験は、全ての分野で統一的に「技能検定1級の合格水準と同等の水準」が合格水準。
- ※ 農業分野においても「国内での実務経験が7年以上の者であれば、3割程度が合格する水準」と設定。

特定技能外国人受入れまでのプロセス

➤ 1号特定技能外国人を受け入れるプロセスは、大きく分けて2つのステップ

✓ ステップ①

雇用契約の締結

支援計画の作成

農業特定技能協議会への申請

※既に協議会に加入している場合は申請不要

✓ ステップ②

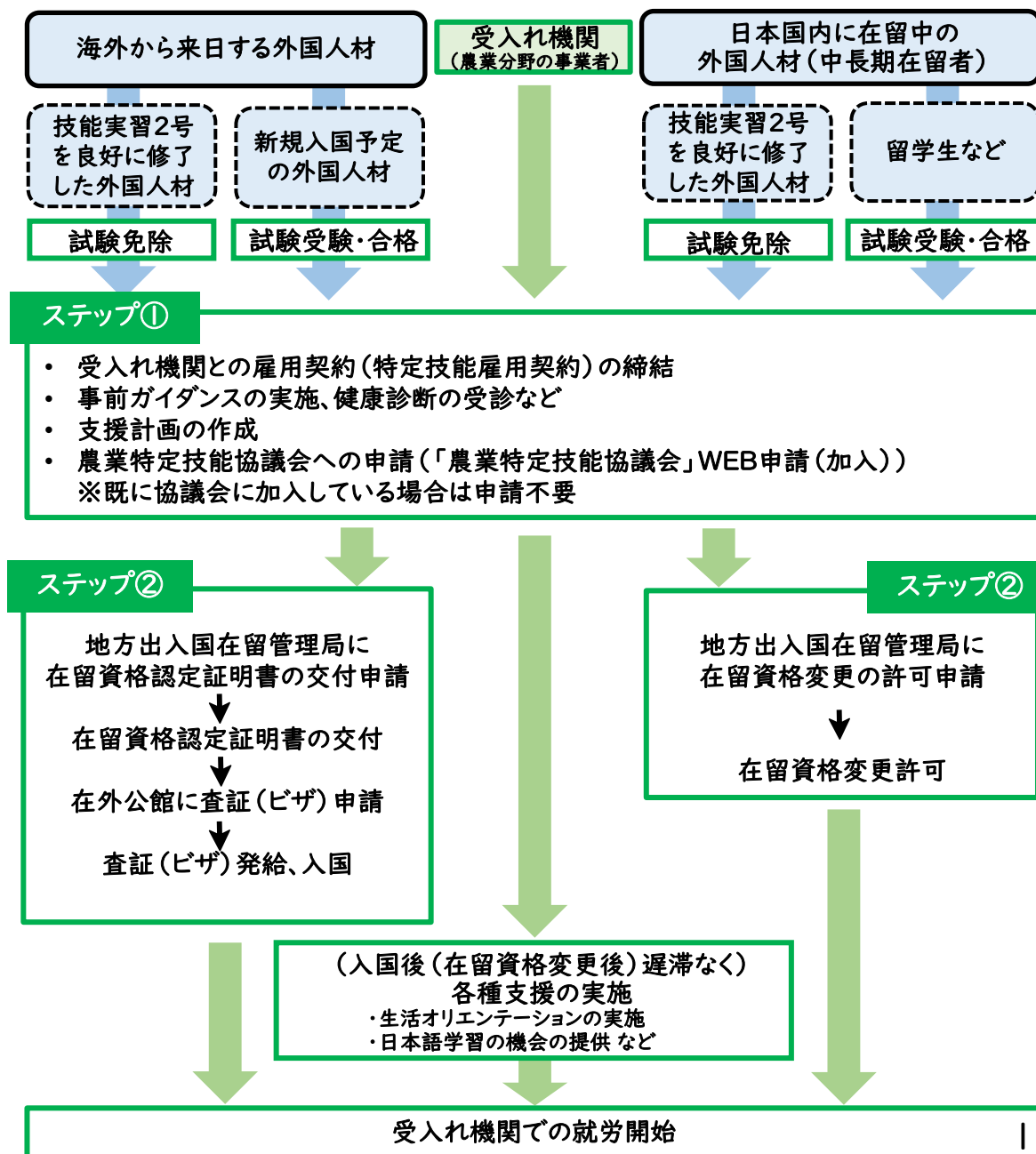
地方出入国在留管理局への申請

➤ 2号特定技能外国人を受け入れる場合は、事前ガイダンスの実施や支援計画の作成など、一部手続きが不要

出入国在留管理庁資料



https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanriU6_00103.html



雇用契約及び受入れ機関に関する基準

(特定技能外国人の受入れに関する運用要領 第5章関係)

特定技能雇用契約の内容の基準(第1節)

- 報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等について差別的な取扱いをしないこと
- 特定技能外国人は分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させること
- 受入機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- 同等の業務に従事する日本人労働者の報酬の額と同等以上であること(適切に説明すること)
- 外国人の派遣先及び派遣の期間が定められていること
- 雇用契約終了後に帰国する際の費用については本人負担が原則だが外国人が負担できないときは受入れ機関が帰国費用を負担すること
- 外国人の健康状況その他の生活状況を把握するために必要な措置を講じること(定期健康診断の実施等)

雇用契約の相手方(受入れ機関)の基準(第2節)

- 労働関係法令、社会保険関係法令等を遵守していること
- 現に雇用している国内労働者を非自発的に離職させていないこと
- 雇用契約締結の日の1年以内及び締結後に行方不明者を発生させていないこと
- 実習認定の取消しを受けていないこと(5年を経過していること)
- 外国人の活動状況に関する文書を作成し、業務する事業所に備えておくこと
- 外国人及びその親族等が、補償金徴収や違約金契約等を締結させられている場合、それを認識して契約していないこと
- 1号外国人の支援費用を当該外国人に直接的又は間接的にも負担させないこと
- 派遣元が農業分野等に関する業務を行っており、入管庁の長と農水省の長との協議により適当と認められること
- 派遣先についても労働、社会保険及び租税に関する法令順守等、一定の失格事由に該当しないこと
- 労災保険制度の暫定任意適用事業所の場合、労災保険に類する民間保険に加入していること
- 外国人が十分に理解できる言語による情報提供体制や適切な相談体制があること
- 1号外国人支援状況に係る文書を作成し、契約終了日から1年以上備えておくこと
- 派遣先の監督的立場にある者との定期的な面談(3カ月に1回以上)を行うこと

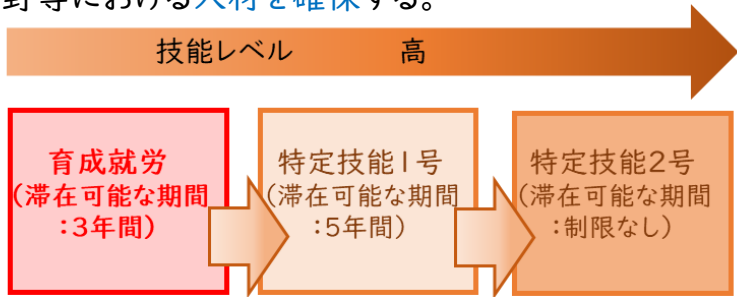
- その他、農林水産省の上乗せ告示により、①特定技能外国人を直接雇用する場合、労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること、②労働者派遣の場合は、派遣先は、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任していることが要件とされています。

育成就労制度の概要（制度のポイントと分野別運用方針）

- 令和6年6月に入管法等が改正され、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度を創設（令和9年度施行）。
- 分野ごとの主要な事項を定めた分野別運用方針が閣議決定（令和8年1月23日閣議決定）される等、制度の施行に向けた準備が進められている。

○ 育成就労制度のポイント

- ◆ 我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成し、農業分野等における人材を確保する。



○ 育成就労産業分野について

- ◆ 育成就労産業分野として、農業を含む17分野が設定
- ◆ 農業分野では、以下のとおり従事できる業務の範囲が拡大

	技能実習	育成就労
耕種農業	・施設園芸	・施設園芸（育苗のみも可）
	・畑作・野菜	・稲作・畑作（稲作を追加）
	・果樹	・果樹
畜産農業	・養豚	・養豚
	・養鶏（採卵鶏）	・家きん（肉用鶏を追加）
	・酪農	・養牛（肉用牛を追加）

○ 受入見込数について

- ◆ 受入れ見込み数はこれを上限として運用するものであり、育成就労については新たに設定（技能実習では設定なし）

＊農業分野の受入見込数
特定技能：73,300人 ※R6～10年度までの5年間
育成就労：26,300人 ※R9～10年度までの2年間

○ 転籍制限期間について

- ◆ 育成就労では本人意向の転籍が可能であり、転籍制限期間は分野ごとに1～2年までの範囲内で設定
- ◆ 農業分野の転籍制限期間は1年

○ 上乗せ基準について

- ◆ 分野の特有の事情に鑑み、全分野共通の基準に上乗せして分野独自の基準を告示により定めるもの
- ◆ 農業分野については、特定技能の上乗せ基準を基本としつつ、
 - ① 労働時間等に係る待遇について、労働基準法の準拠をすること
 - ② 労災発生防止を目的に、「入国後講習における農作業安全講習の受講」を新たに追加

1 特定産業・育成就労産業分野

：既存分野

：既存分野のうち新たな業務等を追加する分野

：新たに追加する分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野
造船・舶用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野	

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

○ 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。

○ 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。

必要就業者数

受入れ見込数

人手不足数

特定技能1号
育成就労

国内人材確保

生産性向上

就業者数

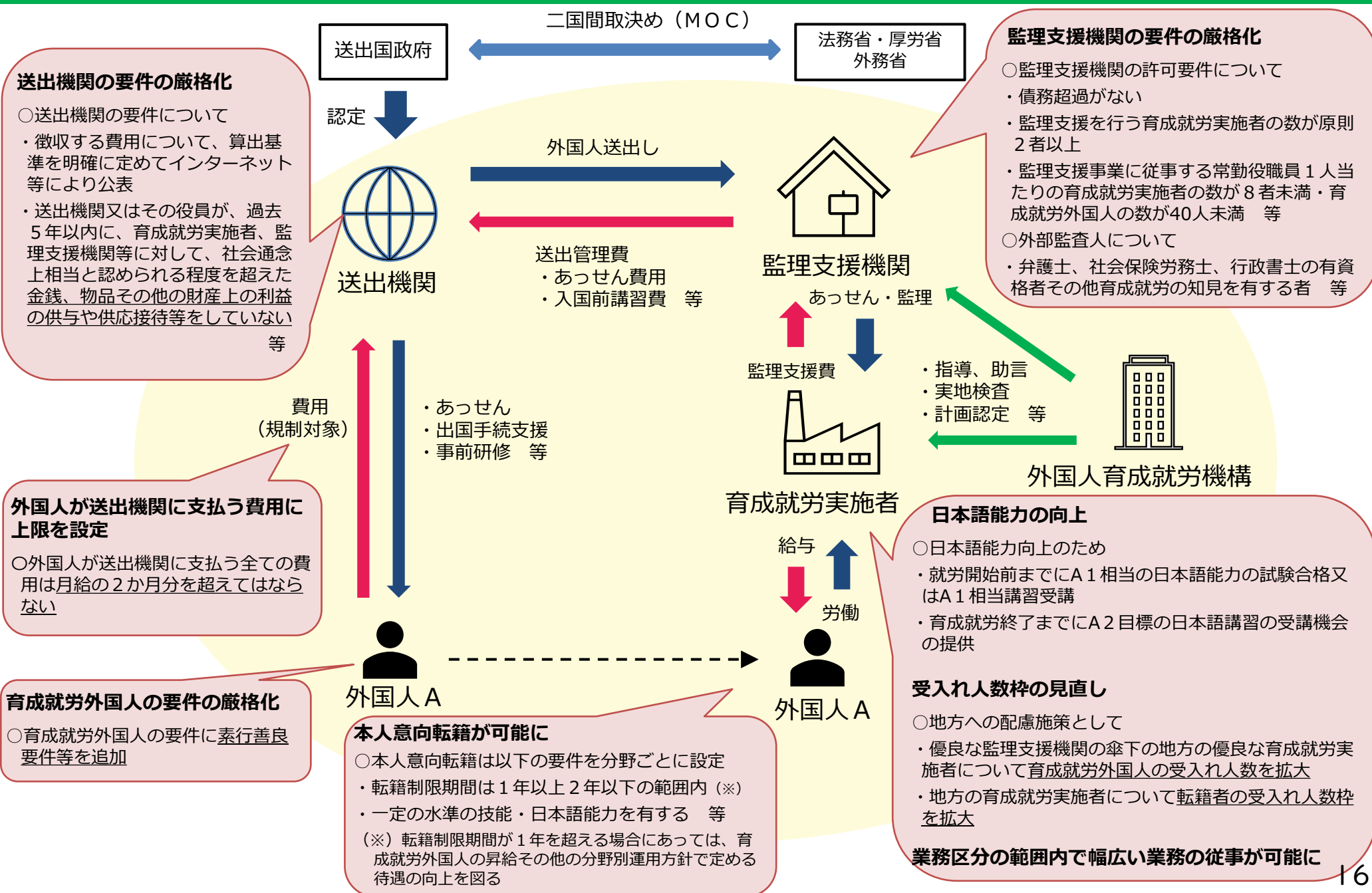
特定技能1号 80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能1号	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ
※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

育成就労制度の関係省令等による制度見直しの全体像

<厚生労働省>



目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ その他の情報提供

外国人材受入総合支援事業

【令和8年度当初予算額247(196)百万円】
〔令和7年度補正予算額1,275百万円の内数〕

<対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

<事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。令和9年度から施行予定の育成就労試験実施の準備をします。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

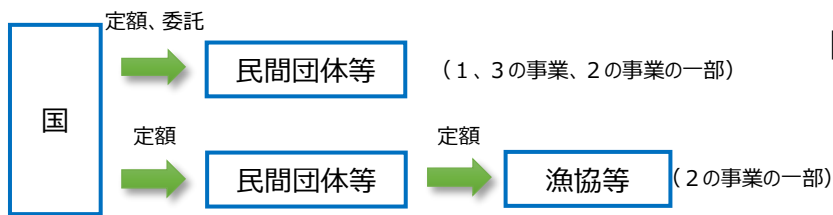
- ① 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。
- ② 農業分野において、外国人材向けの情報発信を強化する取組を支援します。
- ③ 飲食料品製造業及び外食業分野において特定技能外国人の受入れ体制強化を支援します。

3. 【令和7年度補正予算】

雇用就農緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**の取組、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のための**カリキュラム作成・産地講習会の開催等**の取組を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(農業分野)
(漁業分野)
(飲食料品製造業分野)
(外食業分野)

経営局就農・女性課 (03-6744-2159)
水産庁企画課 (03-6744-2340)
大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-1869)
大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2059)

○ 令和8年度当初予算

技能試験の円滑な実施

- ・ 特定技能外国人材の受入れに向けて特定技能試験の作成及び実施
- ・ 令和9年度の育成就労制度開始に向けて、育成就労試験実施の準備

外国人材が働きやすい環境の整備

<外国人向け情報発信>

- ・ 令和9年度に施行される育成就労制度に係る周知徹底
- ・ 国内外の外国人材に向け、多言語により日本農業の魅力を発信



<相談窓口の設置>

- ・ 多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備



<優良事例の収集・周知>

- ・ 就労環境改善のモデル例については、多言語化することで就労前後でのミスマッチを防止



○ 令和7年度補正予算

<現地説明・相談会の実施>

- ・ 日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施



<学習機会の提供>

- ・ 農業生産に必要な知識を学ぶe-ラーニングの開発と講習会を実施



農業分野において外国人材向けのユーザビリティを向上

外国人材からの相談対応

- ・外国人材からの相談に対応したLINEチャット・チャットボットを設置
- ・チャットボットの内容で解決できない相談内容については、チャットからそのまま電話が可能。

LINEの友達追加はコチラ



<対応言語>
やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、クメール語、シンハラ語、ネパール語
※LINEチャットは、やさしい日本語のみ

外国人材受入の優良事例集

- ・農業分野で特定技能外国人を受入れている農業者等の優良事例を紹介し、支援の工夫や受け入れる際の心構え、技能実習生との役割分担など参考となる情報を掲載
- ・令和7年度版については、8か国語に翻訳

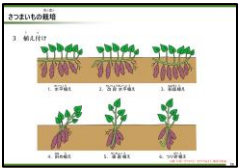


優良事例集



学習用eラーニング

- ・「安全衛生」「耕種農業」「畜産農業」の基礎をオンラインで学ぶことができる外国人材向けのeラーニングシステムを作成・公開
- ・動画はやさしい日本語で説明しており、テキストは外国語版も公開【テキスト例】



eラーニング登録はコチラ



<対応言語>
やさしい日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、カンボジア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語

労働安全衛生リーフレット

- ・農作業現場に就労する外国人材が農作業を安全で衛生的に行うため、農作業安全の教育用リーフレットの外国語版を作成



農作業安全



熱中症対策



<対応言語>
日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語
※クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語は熱中症対策チラシのみ

農業分野における特定技能外国人受入れの優良事例

株式会社Farm大越 ～キャリアアップ、昇給は実力主義～

<基本情報>

- 栃木県宇都宮市
- 耕作面積:28ha(露地)、ハウス72棟
- 主な作物:イチゴ、オクラ、水稻等
- 外国人材:38人(うち特定技能29人)



<外国人材の受入れについて>

- ・深刻な人手不足をきっかけに受入れを開始。
- ・多種・多様な人材を採用している。
- ・日本でどのような生活がしたいか、帰国してやりたいこと等の目標設定を大切にしている。

<特徴的な取組>

- ・就業規則により待遇は日本人と同じ。
- ・3カ月ごとの面談時に目標を設定し、3カ月後に達成できれば給与アップとしている。
- ・外国人リーダーを配置。農場長や管理職への昇格も検討。
- ・GAP (JGAP、グローバルGAP) やHACCP等を取得し教育している。

※令和5年度優良事例集に掲載

株式会社みっちゃん工房 ～国籍を隔てず働くすべての人が幸せになる職場づくり～

<基本情報>

- 熊本県上益城郡益城町
- 耕作面積:3ha(ハウス66棟)
- 主な作物:ベビーリーフ
- 外国人材:特定技能6人



<外国人材の受入れについて>

- ・平成28年から受入れ開始。
- ・ベトナムに赴き、現地で面接を行った。
- ・外国人材はみんな努力家でお互いに成長できていると感じている。

<特徴的な取組>

- ・加工場のリーダーに外国人材を登用。工場の責任者として、品質管理や作業全体の流れの管理、作業人員のシフトの管理などを担う。
- ・希望者へ週1回、勤務終了後に日本語学習の場を設けている。現在は日本語能力試験N2に合格した者が2名。
- ・運転免許取得の際は費用を負担。
- ・日本を好きになってほしいとの思いから研修旅行に参加してもらっている。

※九州農政局事例(令和6年度)に掲載

事例掲載ページ

- ・R6年度事例集
https://asat-nca.jp/jp/images/jireisyu_2024.pdf
- ・過去の事例集
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html#jirei>

- ・九州農政局事例
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/gaikokujinzai.html>
- ・沖縄総合事務局事例
<https://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/foreigner>

外国人材の呼び込みのための現地説明・相談会（海外ジョブフェア）の取り組み

- 日本農業への就労意欲の喚起・技能試験の受験促進を目的に、現地の教育機関等と連携した海外ジョブフェアを開催
- 日本側からは農業経営者も参加し、外国人材採用の足がかりとするほか、日本での働き方や暮らし方を紹介
- 令和7年度では、インド、カンボジア、ネパール、インドネシア、ベトナムにおいて開催

<開催概要>

(主なプログラム)

- ① 政府関係者・来賓あいさつ
- ② 日本での就労・生活の様子を動画で紹介
- ③ 特定技能制度(SSW)の説明
- ④ 受入れ機関・地方自治体の経営紹介(動画など)
- ⑤ 農業経営体と参加者との個別相談会

実施場所	教育機関等	参加人数
インドネシア デンパサール	ウダヤナ大学	インドネシア側:200名、日本側:6社
スリランカ ラトナプラ、コロンボ	ラトナプラ農業学校	スリランカ側:400名、日本側:9社
ウズベキスタン タシケント	タシケント国立農業大学	ウズベキスタン側:250名、日本側:7社
タイ バンコク、ウドンタニ	ラーチャパッド大学	タイ側:450名、日本側:6社
インド グワハティ、アグラ	フルサワアカデミー	インド側:350名、日本側:4社



特定技能制度の説明



相談会の様子



<参加者の声>

- ・参加者は、61.2%(49名)が「日本の農業分野で働きたい」、70.9%(56名)が「特定技能試験を受験したい」と回答(ウズベキスタン)。
- ・農業経営体は、「日本の農業の関心を持ってきて嬉しい」「内定につながった」「今後も積極的に採用したい」と回答(複数国)。
- ・送り出し機関は、「日本の受入れ機関も外国人材を雇いたい経営体が多くいることを知れて良かった」と回答。

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ その他の情報提供

農林水産省が主催する「農業分野における外国人受入れセミナー」

- 農業分野において、外国人材の適正かつ円滑な受入れと働きやすい環境整備をさらに進めていく必要
- セミナーでは就労環境の整備面で秀逸な取組を行う農業経営体や、現場での課題解決に取り組む地方自治体、日本との連携強化を希望する送出し国の取組・魅力等を紹介

<主なプログラム> ※令和8年7月までで計9回開催

第1回プログラム (1) 講演 「外国人労働者の増加と地方自治体支援の必要性について」 北海学園大学 経済学部 教授 宮入 隆氏 (2) 事例紹介 「外国人材受入れの際に気をつけていること」 株式会社みっちゃん工房 代表取締役社長 光永 カオリ氏 「派遣形態での受入れにおける働き方と定着支援について」 YUIME株式会社 取締役 江城 嘉一氏 (3) 農林水産省からの情報提供 ・農業分野の外国人材受入れ状況、各種制度概要など	第3回プログラム (1) インドの魅力紹介 ① ご挨拶 在日インド大使館 Karun Bansal氏 ② 「インド人材の魅力と現状」 在インド日本大使館 太田 雅美氏、JICA専門家 栗山 明氏 ③ 「インド人材の魅力、インド北東部と日本の取組など」 ANA総合研究所主席研究員 片桐 常弥氏 ④ 「日本語教育の状況、現地学生へのインタビューなど」 ARMS Incorporation ジャミル・テムジェン・ブルサネン氏 ⑤ 「高知県における外国人材の活躍、熊谷ファームで活躍する外国人」 高知県商工労働部商工政策課 前田 淑氏 (2) 地方自治体における外国人向け施策 「熊本県における外国人材受け入れ支援の取組（特定2号合格に向けた支援など）」 熊本県農林水産部担い手支援課 橋本 直樹氏	第4回プログラム ① 「インドネシア人材の魅力紹介」 在インドネシア日本国大使館 一等書記官 小宮 元晃氏 ② 「優秀な人材の確保（福井県とインドネシア農業省との覚書締結など）」 福井県庁 農林水産部 園芸振興課 羽生 英二氏 ③ 「外国人との共生&共働（受け入れ準備・生活・仕事・語学・人材育成・帰国後の支援の工夫（サマサマ手帳）など」 株式会社農園たや 代表者 田谷 徹氏 ④ 「海外ジョブフェア（インドネシア：バリ州デンパサール）の紹介」 一般社団法人 全国農業会議所 東垣 美穂氏
--	--	--

<ご紹介を行った主な送り出し国>

ウズベキスタン、インド、インドネシア、スリランカ、カンボジア



<主なご登壇者>

- ・地方公共団体：宮崎県、高知県、熊本県、福井県
- ・受入れ機関：株式会社みっちゃん工房（熊本県）、YUIME株式会社（派遣事業者）、株式会社くしまアオイファーム（宮崎県）、株式会社農園たや（福井県）

<過去のセミナー情報>

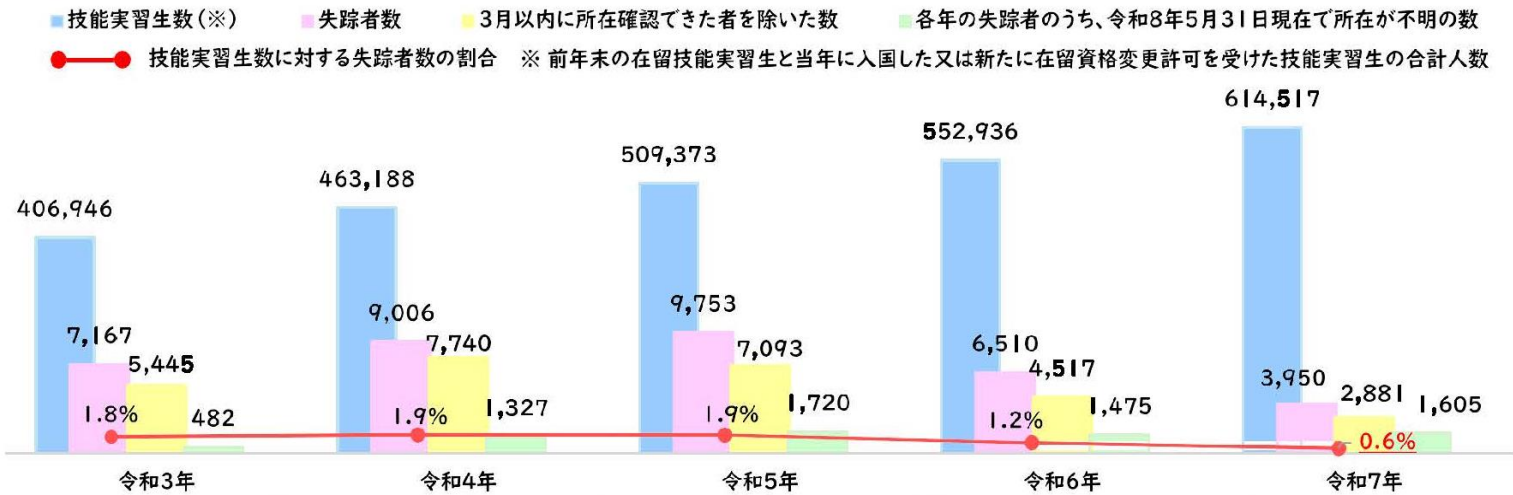
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/250828.html>

詳細はこちら



技能実習生の失踪者数の推移（令和3年～令和7年）

- 令和7年における技能実習生の失踪者数は3,950人であり、前年から2,560人減少（39.3%減少）した。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は、令和7年は0.6%であり、前年から0.6ポイント低下した。
- 令和3年から令和7年までの技能実習生の失踪者のうち、令和8年5月31日時点で所在が不明な者は6,609人となる。



	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
総 計	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093	6,510(1.2%)	4,517	3,950(0.6%)	2,881
ベ ト ナ ム	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920	3,865(1.5%)	3,361	2,593(1.0%)	2,155
イ ン ド ネ シ ア	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611	520(0.5%)	423	444(0.3%)	338
ミ ャ ン マ ー	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5	1,263(3.1%)	56	398(0.9%)	10
カ ン ボ ジ ア	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565	275(1.5%)	210	195(1.0%)	133
中 国	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703	335(0.9%)	271	137(0.4%)	109
フ ィ リ ピ ン	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69	70(0.1%)	56	58(0.1%)	50
バ ン グ ラ デ シ ュ	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20	35(1.9%)	23	32(1.3%)	24
ス リ ラ ン カ	7	5	12(0.9%)	10	30(1.5%)	27	28(1.0%)	24	22(0.6%)	16
ウ ズ ベ キ ス タ ン	3	3	26(10.0%)	22	63(15.4%)	59	31(7.6%)	27	19(4.7%)	17
タ イ	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30	37(0.2%)	30	17(0.1%)	8
そ の 他	45	39	82(1.3%)	72	100(1.1%)	84	51(0.5%)	36	35(0.2%)	21

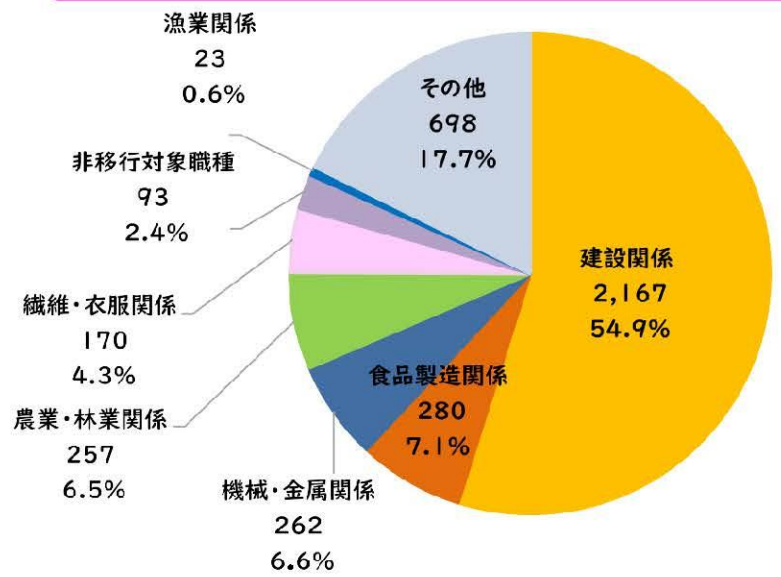
注 本資料に含まれる技能実習生の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

※かつこ内は、技能実習生数に対する失踪者数の割合

建設及び農業関係職種技能実習生に係る失踪者の発生状況と対応 <出入国在留管理庁資料>

- 令和7年における職種別の失踪者数について、令和6年の失踪者数との比較では、各職種関係で約30%から60%の減少。
- 失踪者数の職種別在留者数との比較では「建設関係」の割合が高い。
- 令和7年3月からは、主務省庁と事業協議会を組織する事業所管省庁において、更なる情報連携強化の取組を行っている。

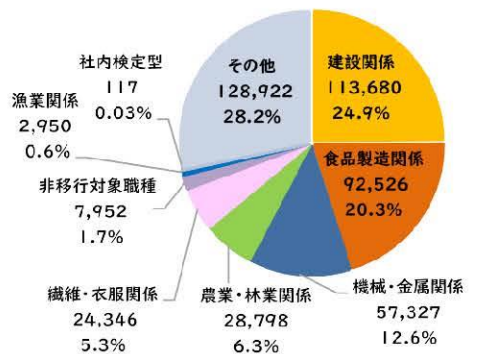
令和7年職種別失踪者数



【参考1】令和6年の失踪者数との比較

	令和6年	令和7年	令和7年対 前年増減率 (%)
建設関係	3,297	2,167	-34.3
食品製造関係	471	280	-40.6
機械・金属関係	518	262	-49.4
農業・林業関係	434	257	-40.8
繊維・衣服関係	314	170	-45.9
非移行対象職種	233	93	-60.1
漁業関係	50	23	-54.0
その他	1,193	698	-41.5

【参考2】令和7年末在留資格「技能実習」在留者数(※)



※ 在留者数は当庁HP掲載「職種・作業別在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和7年末)から引用

主務省庁における新たな取組

令和7年3月から、主務省庁(入管庁・厚生労働省)と事業所管省庁(農林水産省・経済産業省・国土交通省)との間で、情報連携に係る仕組みを構築・運用

- 技能実習生の受入れ機関の行政処分等に関する情報
- 失踪技能実習生の受入れ機関等に関する情報
- 不適正な受入れ疑いのある機関に関する情報

建設関係職種における取組

- 月給制導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化、受入人数枠の設定

技能実習計画の認定基準において、事業を所管する大臣が告示で定める上乗せ基準として規定

農林水産省の取組

◆ 相談窓口の設置（外国人受入総合支援事業）

- ・ 株式会社JTBが外国人材・事業者向けに13言語に対応した相談窓口を運営
- ・ 新たにLINEチャット・チャットボットの運用を開始
- ・ 失踪防止や不法就労防止に関する働きかけを特に強化

◆ 受入れ農家等への周知

- ・ 特定技能地域協議会の構成員である受入農家等に対して、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレットを配布・周知

◆ 都道府県・市町村等への周知

- ・ 都道府県及び市町村の外国人担当窓口（約1,100）を登録し、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレット等を配布・周知
- ・ JA系統、農業委員会系統、日本農業法人協会にも傘下会員に対し周知を依頼

◆ 適切な労務管理の分析・とりまとめ（農水省の広報資料）

- ・ 農水省の補助事業により、以下の資料を作成
 - ① 外国人材を雇用する際の労務管理上の注意事項等をまとめたマニュアル
 - ② 処遇や労務管理等の好事例をまとめた優良事例集
- ・ 併せて全国9ブロックにおいて受入農家等に直接説明

◆ 失踪防止セミナーの開催

- ・ 令和6年度は関東地域や東海地域において失踪防止セミナーを開催（会場はさいたま市、名古屋市）
- ・ セミナーでは、失踪事例に基づいた事案発生後の対応や再発防止について紹介するなど外国人材受入れに係る適切な配慮を啓発

農業者等に提供している資料リスト

（出入国在留管理庁）

◆ 技能実習生の失踪者の状況（データ）

出入国在留管理庁が技能実習制度及び特定技能制度における、失踪者数の推移を公表（職種別・国籍別のデータ等）

◆ 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策、②技能実習生を失踪させないための施策、③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組（事業者向け）

受入れ機関を対象に、失踪が発生してしまった場合に行う対応や失踪を発生させないために配慮すべきこと等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組（外国人向け）

外国人を対象に、①来日前の確認事項、②「こうかんノート」の活用、③乱暴防止、④危険な誘いなどの各種リーフレット

◆ 不法就労防止の啓発（事業者向け）

外国人を雇用する事業主向けに、不法就労となるケース、法令上の罰則、外国人を雇用した際の届出等を掲載併せて、在留カードの真偽判断のポイントについても注記

農業分野における特定技能外国人の派遣形態による受入れ

- 農業分野では季節性による作業の繁忙など特有の事情があるため、派遣形態での受入れが可能となっている。
- 派遣事業者は、Ⅱの4つの要件いずれかに該当し、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者。
現在37社（令和7年12月末時点）が該当。

I 労働者派遣形態により受け入れる必要性 （農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針）

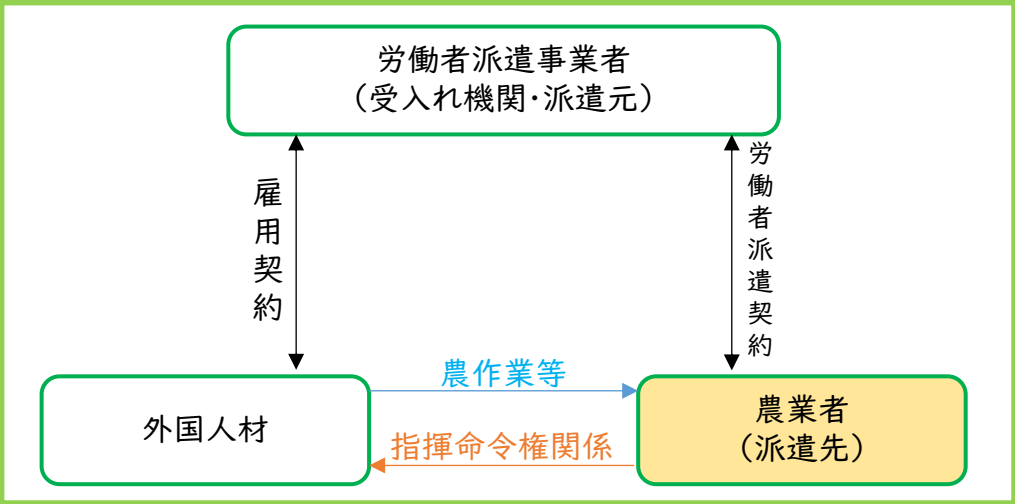
農業分野においては、

- ① 冬場は農作業ができないなど、季節による作業の繁忙がある、
- ② 同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の農作業のピーク時が異なるといった特性があり、農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった農業現場のニーズに対応する必要がある

Ⅱ 派遣事業者の要件 （特定技能基準省令第2条第1項第9号イ）

- 以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者
- ① 農業又は農業関連業務を行っている事業者
 - ② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者
 - ③ 業務執行に実質的に関与していると認められる者が地方公共団体の職員又は①に掲げる者等
 - ④ 国家戦略特区法に規定する特定機関であること

（参考1）特定技能外国人の派遣形態



（参考2）特定技能外国人の派遣形態での受入れ事例

YUIME株式会社

- 東京都港区、沖縄県那覇市
- 主な派遣先:北海道、四国、九州・沖縄
- 外国人材:特定技能1号人材 600名
特定技能2号人材 16名
(令和6年9月末時点)

<特徴的な取組>

- ・2013年～農業繁忙期に特化した派遣事業を沖縄から開始
- 2017年～全国産地間連携を開始
- 沖縄:サトウキビ12月～、九州:茶3月、北海道:馬鈴薯6月～、四国:みかん10月～
- 練度を高めていることでマネージャー、リーダー体制を構築
- 生産性の高いチーム作りにより生産農家の維持・拡大を強く推進
- 2024年より農業分野における特定技能2号人材を育成

農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアム 組織概要

目的

特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者が相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指すとともに、農業全体の発展へ寄与することができるよう活動を行う。

特に、企業活動による人権侵害について企業の責任に関する国際的な議論が活発となっていることを踏まえ、人権方針の策定・実行を中心に、派遣外国人材のキャリアアップに向けた仕組みづくり等を通じて事業者の自発的な発展を促進する。

構成員

派遣事業者 8社

- ・YUIME株式会社(事務局) 
- ・株式会社アルプスアグリキャリア 
- ・PERSOL Global Workforce株式会社  **PERSOL Global Workforce**
- ・株式会社ジョブズ・エル 

- ・株式会社ワークマネジメント 
- ・株式会社Mプランニング 
- ・スタッフ・パートナーズ株式会社 
- ・株式会社グローバルヒューマニー・テック  グローバルヒューマニー・テック

【オブザーバー】 (一社) 全国農業会議所

主な活動

【これまでの取組】

- 令和6年4月 コンソーシアム発足
- 令和6年10月 人権保護方針の策定、公表
- 令和7年5月 企画運営委員会等の設置

【今後の取組予定】

- ・人権デューディリジェンス(DD)に係る取組の具現化
- ・人権DDの周知徹底と適切な実行
- ・特定技能外国人材のキャリアプランの仕組みづくり

Q&A よくあるご質問

<特定技能外国人の受入れ手続きについて>

Q1 初めて特定技能外国人を受け入れる際、どのような手続きが必要ですか。

- 次の業務を行う農業事業者等が特定技能外国人を受け入れ可能です。
 - ① 耕種農業（栽培管理、集出荷・選別 ※栽培管理は必須業務）
 - ② 畜産農業（飼養管理、集出荷・選別 ※飼養管理は必須業務）
- 労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験が必要です。
- 農林水産省が設置する「農業特定技能協議会」への加入が必要です。
- なお、外国人材は技能試験と日本語試験（N4相当）への合格が必要です。

<農業特定技能協議会について>

Q2 農業特定技能協議会には、どのタイミングで加入すればよいですか。

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合は、事前に協議会の加入が必要です。既に参加されている場合は、再度加入する必要はありません。

Q3 農業特定技能協議会への加入手続きについて教えてください。

- 農業特定技能協議会への加入については、下記の入力フォームから申請ください。
<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/kanyuu.html>
- 申請から1～2週間程度で、担当者のメールアドレスに対して、「加入通知書」が送付されます。2回目以降の受け入れの際も必要となるため、大切に保管ください。

Q4 農業特定技能協議会への加入には入会費は必要ですか。

- 農業特定技能協議会への加入にあたっては、入会費の必要はありません。

<特定技能評価試験について>

Q5 技能試験はどこで受験できますか。

- 1号試験は、海外13カ国（フィリピン、カンボジア、ミャンマー、モンゴル、ネパール、インドネシア、ベトナム、タイ、ウズベキスタン、スリランカ、インド、バングラデシュ、パキスタン）で月1回以上開催しており、国内では47都道府県で月1回以上開催されています。
- 2号試験は、国内で毎月開催されています。

Q6 試験結果はいつわかりますか？

- 試験終了時の画面に試験結果が表示されます。
- 結果通知書は試験終了から5営業日以内に、予約サイトで確認できます。

Q7 技能試験の日程はどこから確認できますか？

- 1号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「1号農業技能測定試験はこちら」から「国別試験情報」でご確認ください。
<https://asat-nca.jp/asat1/exam>
- 2号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「2号農業技能測定試験はこちら」から「予約受付サイト」でご確認ください。
<https://asat-nca.jp/asat2>
- なお、再度受験する場合は、前回の試験日の翌日より起算して45日間は同じ試験を受けることができません。

<2号試験について>

Q8 2号試験受験のための要件はありますか。

- 2号試験受験に際しては、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は現場における3年以上の実務経験が必要です。
- なお、受験申込みの際に、「実務経験に係る証明書」及び「誓約書」を記載することで実務経験を証明することとなっています。

<特定技能外国人が従事する業務の範囲について>

Q9 特定技能外国人は、選果業務に従事することはできますか。

- 特定技能外国人は、主たる業務として「栽培管理（飼養管理）、農産物（畜産物）の集出荷・選別等」に従事することができます。そのため、選果業務に従事していただくことは可能です。
- ただし、栽培管理（飼養管理）業務が必須なため、選果業務のみに従事することはできません。
- なお、派遣形態での受入れの場合においても、制度の趣旨を鑑みて、派遣先ごとに必須業務に従事することが望ましいです。

Q10 特定技能外国人材は冬場の除雪作業等に従事することも可能ですか。

- 農業分野の業務に従事する日本人が通常従事する関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売作業、業務上必要な範囲で行う冬場の除雪作業等）であれば付随的に行うことが可能です。
- この場合にも「栽培管理（飼養管理）、農産物（畜産物）の集出荷・選別等」を主たる業務とする必要があり、栽培管理（飼養管理）は必須となります。